

## 鳥取県新規就農支援緊急対策事業費補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

### 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは： 交付金の支払いが全て完了した日

※この交付金においては、完了届の提出は必要ありません。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から10日以内若しくは翌年度の4月5日のいずれか早い日)

※実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

#### ◎交付金の支払い

交付申請が提出され、交付決定が行われ次第速やかに支払いを行います。

#### 資料提出・問い合わせ先

鳥取県農林水産部経営支援課農業参入担当

住所：〒680-8570 鳥取市東町1-220

電話：(0857) - 26 - 7599

メール：keieishien@pref.tottori.lg.jp